

対策その3 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行。
歩道は例外、歩行者優先*
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



*標識で歩道通行が認められている場合や、自転車の運転者が高齢者や児童・幼児等である場合、交通の状況に照らし合わせて、安全のためにやむを得ない場合。

! 「自転車は車の仲間」です。栃木県では、自転車保険への加入が義務付けられています。自転車安全利用五則を守り、快適な自転車ライフを楽しめるようにしましょう。

対策その4 高齢者の交通安全対策

高齢者による交通事故が多発しています。加齢により、日常生活では気づきにくい衰えが運転時に現れます。運転の見直しや免許証返納を検討している方、NEXCO 東日本のウェブサイトには3つの簡単なチェックテストがありますので、ご家族のみなさんで行ってみてください。



▲チェックテスト



町では高齢者運転免許証自主返納奨励事業を行っており、運転免許証を返納した方に3,000円相当の褒賞品を交付しています。

また、デマンド交通「かみたん号」を運行しており、たくさんの方にご利用いただいていますので、ぜひご活用ください。

*詳しくはホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

対策その5 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(水)から12月31日(火)までの21日間、「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」が実施されます。「マナーアップ!あなたが主役です」をスローガンに、交通安全の広報活動や街頭指導を行い、交通安全に対する意識の向上を図ります。

期間中は、反射材などの交通安全啓発品の配布も行います。また、地域生活課の窓口でも配布していますので、日頃から身に着ける習慣をつけ、交通事故から自分の身を守りましょう。



▶ 問い合わせ先=地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129

交通事故のない 明るい新年を迎えましょう

町内で交通死亡事故が発生

本町は5年以上の間、交通死亡事故発生ゼロを継続していましたが、残念ながら今年9月に国道352号線で交通死亡事故が発生してしまいました。12月は交通事故が多発する傾向にあり、誰もが交通事故の被害者・加害者になる可能性があります。

では、交通事故を防ぐためには、どのような対策が必要なのでしょうか。

対策その1 ライト4(フォー)運動

冬は日没時間が早まるため、午後4時から6時の間に、車と衝突した歩行者が重傷、または死亡する事故が過去5年でも10月から急増しています。

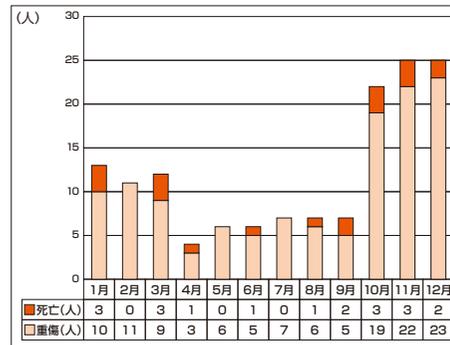
自動車は午後4時に前照灯を点灯し、「見落とし」や「発見の遅れ」等に起因する交通事故を予防しましょう。

合言葉は「16時だよ!全員点灯」です。
※前照灯は原則ハイビーム!
こまめな切り替えを!

(栃木県警キャッチフレーズ)

車と歩行者が衝突する交通事故 ~午後4時~6時の歩行者死者数・重傷者数~

(過去5年間「令和元年~令和5年」)



(栃木県内発生件数 ※駐車場内を除く)

対策その2 3S(スリーエス)運動

3SとはSEE(シー、見る・発見する) SLOW(スロウ、減速する) STOP(ストップ、止まる)の頭文字です。横断歩道では歩行者優先です。通学路や交差点といった道路環境や歩行者に気を配り、子どもや高齢者を見かけたら減速しましょう。横断者がいる場合は必ず一時停止をして横断を妨げないようにしましょう。

また、横断歩行者は以下の点に気を付けましょう。

- 1 手を挙げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝える。
- 2 安全を確認してから横断を始める。
- 3 横断中も周りに気を付ける。
- 4 交通マナーを守りスムーズな横断に努める。
(ななめ横断や、ながらスマホはしない。)

